

平成28年度

地方消費税交付金(社会保障財源化分)が充てられる社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費

地方消費税交付金の引上げ分については「消費税法第1条第2項に規定する経費その他社会保障施策（社会福祉、社会保険及び保健衛生に関する施策をいう。）に要する経費に充てるものとする」旨地方税法に明記された。この趣旨を踏まえ、引上げ分の地方消費税交付金を全て社会保障施策に要する経費（事務費や事務職員の人件費を除く。）に充てるものとする。

(歳入)

・地方消費税交付金

134,106千円

内 地方消費税交付金(社会保障財源化分)

(68,409千円)

(歳出)

【地方消費税交付金(社会保障財源化分)が充てられる社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費】

(単位:千円)

事業名		経費	財 源 内 訳				
			特 定 財 源			一 般 財 源	
			国県支出金	地 方 債	そ の 他	社会保障財源化分の地方消費税交付金	そ の 他
社会福祉	高齢者福祉事業	236,351			39,785	22,565	174,001
	障害者福祉事業	412,771	314,355			39,409	59,007
	重度心身障害者等医療給付事業	22,624	10,788			2,160	9,676
	ひとり親家庭等医療費支給事業	8,622	4,509			823	3,290
	子ども医療給付事業	36,155	8,577			3,452	24,126
合計		716,523	338,229	0	39,785	68,409	270,100